

在宅家族介護サービスの経緯について

- 平成19年10月9日 秋田県知事公室分権改革推進班及び長寿社会課介護保険班に在宅家族介護の資料を送信する。
- 平成19年10月10日 在宅家族介護について、内閣府に事前ヒアリングのための資料を提出する。
- 平成19年10月31日 内閣府のもみじキャラバン・地域活性化応援隊派遣相談会で相談をするが、この内容では厚生労働省から、門前払いとなるので検討をするように指導
- 平成19年11月1日 村長に復命し、構造改革特区についてはこのままの内容で対応することとなる。
- 平成19年11月3日 公明党秋田県本部による「地域活性化への意見交換会」に村長が出席して、元厚生労働大臣の坂口力先生に同様の内容を説明する。
たいへんに興味を持って対応していただく。
- 平成19年11月8日 元厚生労働大臣の坂口力先生に同様の内容の資料を送付する。
- 平成19年11月18日 第1回目の在宅家族介護サービスの介護保険事業について、内閣府に構造改革特区のための意見書を提出する。
- 第1回目村提案 在宅家族が要介護3、4、5の人に介護サービスした場合、12万円を限度に介護サービス費を支給する。
実施に当たっては、ケアマネージャーのケアプランにより、就業していない在宅家族が介護サービスを行う。
指定事業者のサービスを受けている場合は、12万円以下の費用について支給する。
保険給付の場合、事業者資格の要件や同居家族へ介護サービス制限があることから、次の対応を期待する。
介護保険法第42条での解釈で、特例居宅介護サービスを実施するか、構造改革特区によって対応するかについて判断ができない。
- 平成19年11月19日 テレビ、新聞記者の報道機関を前にして記者会見により、内容を公表する。

- 平成19年11月22日 村のホームページに内容を掲載する。
- 平成19年11月30日 秋田県の市町村長あてに資料を送付する。
- 平成19年12月6日 第1回目の意見書に対する厚生労働省からの回答
- 第1回目国回答 市町村が介護保険法第42条の規定に基づき家族に対して、特例居宅介護サービス費を支給することについて、特に禁じていない。
ただし、提案の事業実施の場合、①家族の心身の負担増、②事業（サービス提供）継続性等が問題となる可能性が高い。
NPO等に対応した方が好ましい。
- 平成19年12月12日 国の回答に対して、第2回目の意見書を提出する。
- 内閣府の検討要請 特例居宅介護サービス費を給付した場合、村単独で負担することになるのか。
提案事業主体の判断によって、家族に対する特例居宅介護サービス費の給付が可能であると理解してよいか。
- 第2回目村提案 村は、第42条のその他地域となっていることから実施可能であるが、全国展開が難しい。
条文は、サービスの著しく困難な地域となっているが、村が該当するのか疑問が残る。
このため、村の提案する在宅家族介護サービスを特例居宅介護サービスで取り扱って欲しい。
① 在宅家族介護を強要するものではなく、これまでと同様に指定事業者のサービスを活用する。
② これまで、無報酬での家族介護者にいくらかでも給付費が残ることで、継続性が増すものと思う
NPO等での事業者対応の場合、介護者が有資格者でないといけないのではないのか。
- 平成19年12月13日 秋田県議会議員に資料を送付する。
- 平成19年12月13日 秋田県知事公室分権改革推進班及び長寿社会課介護保険班に内閣府送信の資料をメールする。
- 平成19年12月21日 第2回目の意見書に対する厚生労働省からの回答
- 第2回目国回答 市町村が必要であると認めた場合には、特例居宅介護サービス費が支給される。
その財源は、市町村が単独で負担するのではなく

他の介護給付と同様の財源負担割合であり、国等の負担がある。

上小阿仁村においては可能であるが、全国的に認めることは、家族の心身の負担増、事業継続性、新たな費用負担増の問題点から困難である。

平成20年1月7日 国の回答に対して、第3回目の意見書を提出する。

第3回目村提案

介護保険法第42条の離島その他の地域であれば特例で介護サービスを償還払いで可能となる。

福祉用具の購入や住宅改修工事費は限度額を告示によって明記している。

特例の介護サービスの場合も12万円の限度額を決定していただきたい。

当村よりもサービスが困難な地域で在宅家族介護サービスを実施している特例以外の地域では給付を受けられないという法もとの不平等が心配される

在宅家族介護サービスを余儀なくされている家族と就業しながら事業所のサービスを受けている家族との社会的、経済的、精神的な格差是正をすること、全国での実施により、将来的な保険料の軽減により、現制度の長期的な継続を目的としている。

平成20年1月7日 秋田県知事公室分権改革推進班及び長寿社会課介護保険班に内閣府送信の資料をメールする。

平成20年2月14日 厚生労働省の見解に沿って、在宅家族介護について、特例居宅介護サービスで対応することで決裁となる。

なお、これに伴う条例改正は行わず内部規則で対応することとなる。（国の指導）

平成20年2月29日 厚生労働省老健局振興課法令担当伊藤彰志氏と村長が打ち合わせを行う。

平成20年3月4日 3月定例議会において、施政方針の中で特例居宅介護サービスについて、平成20年度から実施することを表明

平成20年3月7日 第3回目の意見書に対する厚生労働省からの回答

第3回目国回答

特例居宅介護サービス費は、要介護度別の支給限度の枠中で、利用者の必要の程度等に応じて支給されるものであり、12万円の限度額を示すことは困難である。

サービス確保が困難な地域において、家族を事業

者とみなして保険給付を行うものであるが、その全国展開については困難である。

平成20年3月13日 3月定例議会において、予算議決する。

平成20年3月14日 秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田県長寿社会課介護保険班との事務打ち合わせを行う。

平成20年3月17日 議会の議決を受けて、特例居宅介護サービス費の給付を受けるであろう世帯に対して、個別説明をする。（3月25日まで）

これまでの内閣府とのメール内容については下記の内閣官房のホームページで確認できます。

【ホームページURL】

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/jyoukyou/2007/12/21_1.html